

学割証の取り扱い規定

- 1 正式名称 学校学生生徒旅運賃引証
- 2 利用機関 JR・近畿日本鉄道など
- 3 利用距離 片道 100km を超える区間であること
- 4 割引率 運賃（普通乗車券）の 2 割
- 5 有効期間 発行日より 3 か月
- 6 発行手続 原則として乗車券購入日の 1 週間前までに「学割証交付願」に必要事項を記入し担任に提出する。学割交付願は学校の HP からダウンロードできる。
- 7 乗車券購入手続 「学割証」と身分証明書を駅窓口へ提出する。
- 8 旅行目的 下記旅行目的の 7 項目に限られる。

1 帰省	休暇、所用による帰省
2 正課教育活動	実習など学校が正式に行う教育活動
3 部活動等 校外教育活動	2 以外で学校の認めた教育活動
4 就職・受験	就職または進学のための試験等
5 見学学習	学校が就学上適当と認めた見学または行事への参加
6 傷病治療	傷病治療、その他就学上支障となる問題の処理
7 家族旅行	保護者旅行への随行